

(平成19年告示第220号)

## 富士見市建設工事等ダイレクト入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システムにより、市(水道事業を含む。)が発注する建設工事並びに維持管理委託、調査委託、設計委託及び測量委託(以下「建設工事等」という。)に係るダイレクト入札を試行することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ダイレクト入札」とは、埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行う制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、一定の資格要件を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。)において、入札に参加する者に必要な資格の審査を当該入札の執行後に行う方式をいう。

(対象建設工事等)

第3条 ダイレクト入札の対象となる建設工事等は、制限付一般競争入札により行う建設工事等で、富士見市入札適正推進委員会(富士見市入札適正推進委員会設置要綱(平成19年5月9日決裁)第1条に規定する委員会をいう。以下同じ。)が指定する建設工事等とする。

2 ダイレクト入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、富士見市入札適正推進委員会が定める。

(告示)

第4条 ダイレクト入札の告示は、入札参加資格、入札参加資格の確認方法、その他市長(水道事業にあっては、水道事業管理者。以下第5条から第8条までにおいて同じ。)が必要と認める事項について行うものとする。

(電子入札システムによる入札参加)

第5条 ダイレクト入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、参加しようとする建設工事等の入札に係る競争参加資格確認申請書にダイレクト入札参加申請書(PDFファイル形式)を添付して、電子入札システムにより市長に提出しなければならない。この場合において、参加希望者が電子入札システムによ

り自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を受けたときは、当該申請書に係る建設工事等（以下「入札参加建設工事等」という。）のダイレクト入札に参加することができる。

（落札候補者の決定等）

第6条 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。この場合において、最低制限価格を定めている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者を落札候補者とする。

2 落札候補者となるべき者が2人以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。

3 市長は、落札候補者を決定した場合は、当該落札候補者に対して速やかに落札候補者決定の通知をするものとする。

4 落札の決定は、落札候補者の入札参加資格の有無を決定するまで、保留する。

（書類の提出等）

第7条 落札候補者となった者は、前条第3項の通知を受けた日の翌日（富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後4時までに当該入札の告示に定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類により落札候補者の入札参加資格の有無について確認を行い、入札参加資格が無いと決定した場合は、ダイレクト入札参加資格確認結果通知書（別記様式）により当該落札候補者に通知するものとする。

3 市長は、落札候補者の入札参加資格が無いと決定した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とし、新たな落札候補者を決定するものとする。

4 前条並びに第1項及び第2項の規定は、前項の新たな落札候補者の決定について準用する。

（落札者）

第8条 市長は、落札候補者が入札参加資格を有すると決定した日をもって、当該落札候補者を落札者とし、速やかに入札参加建設工事等のダイレクト入札に参加した者（当該落札者を含む。）に落札者決定通知書を電子入札システムにより通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月16日から施行する。

別記様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

富士見市長

印

ダイレクト入札参加資格確認結果通知書

年 月 日に入札のあった下記建設工事等のダイレクト入札参加資格  
について、当該資格が無いと決定したので通知します。

記

- 1 公告年月日
- 2 工事（業務）名
- 3 工事（業務）場所
- 4 入札の日時及び場所
  - (1) 日時
  - (2) 入札場所
- 5 決定理由